

秋の全国交通安全運動の実施

◎ 実施期間

令和4年9月21日(水)～9月30日(金)までの10日間

◎ 運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 - ・ 道路を横断するときは安全を確認して横断歩道を渡りましょう
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
 - ・ 夜間出歩く際は、LEDライトや反射材を活用しましょう
 - ・ ドライバーの方は早めにライト点灯、ハイビームを活用しましょう
 - ・ 運転する前夜に深酒をした場合、運転を控えましょう
- 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ・ 信号遵守、交差点における安全確認を行い、事故を起こさない・事故に遭わないようにしましょう



署所在地

発行
署所在地
(084)
962-0110

防災への意識を高めよう

毎年9月1日は防災の日、令和4年8月30日(火)から9月5日(月)までが防災週間と定められています。

～災害被害を軽減するために～



- ◎ 自宅周辺の災害危険箇所を知る！ **避難場所の確認**
- ◎ 災害発生の危険性をいち早く察知！ **気象情報の確認**
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の予防を踏まえて行動！
事前の検温、マスクや消毒液の準備
- ◎ 災害に備える！ **懐中電灯、ラジオ、食料品等の準備**



架空請求に注意!!

携帯電話会社を装い、「有料アプリの未納料金がある」「すぐに手続きをすれば返金される」などと架空の内容を口実にして、金銭をだまし取る事案が福山北警察署管内で発生しています。

○「ご利用料金が未納です。至急090-XXXX-XXXXまで連絡してください。」

といった内容のメール・ショートメッセージは**詐欺**の可能性があります。

身に覚えのない料金を請求されても、すぐに判断せず、よく確認しましょう。

「有料サイトの登録料」「未納料金」などは詐欺の犯人がよく使う言葉ですので、警戒してください

車上ねらい被害多発中!!

自宅の敷地内でも、車の中に現金・鞆・財布などの置きっぱなしは、危険!

鍵を掛けていても、窓ガラスを割られたうえ、盗まれる被害が多発しています!

夜間に車内をライトで照らす、物色するなどの不審者を見かけたら、すぐに**110番通報**をお願いします。

署所在地管内事件・事故発生状況

(7月1日～7月31日)

窃盗事件 6件

交通事故

・ 物損事故 46件

・ 人傷事故 14件

110通報の適切な利用を!

110番通報は緊急通報専用電話です! 事件事故以外の相談などは#9110へ

「ためらわず すばやくあなたの 110番」



だまされないで!

これが

特殊詐欺

オレオレ詐欺

息子や孫などの家族、警察官、弁護士などを装い、事件や事故、トラブルに対する示談金などの名目で金銭などをだまし取るものです。

「交通事故を起こした」
「会社に損益を出した」
「不倫がバレた」
「株で失敗した」

息子役 「お金を送って」
「お金を取りに行く」

急増中

預貯金詐欺

だまして提出させる

親族、警察官、銀行協会職員、役所の職員など様々な立場の者を装い、口実を設けてキャッシュカード、クレジットカード、通帳などを提出させてだまし取るものです。

銀行員・役所の職員役 「医療費の払い戻しがある」
「手続きにカードが必要」
「あなたのキャッシュカードは古いので新しいカードに換える」

百貨店店員役 「あなたのクレジットが不正利用されている」

キャッシュカード詐欺盗

隙を見て盗む(又はすりかえる)

「預貯金詐欺」と同様な口実で被害者に電話をかけた後に自宅に赴き、キャッシュカードを準備させ、隙を見てカードをすり替えるなどして盗むものです。

警察官役 「詐欺犯を捕まえたら名簿にあなたの名前があった」「あなたの情報が出てきた」「捜査に必要」

「カードを渡して」
「キャッシュカードを預かります」
「暗証番号を教えてください」

架空料金請求詐欺

「未納料金がある」などと架空の事実を口実として金銭などをだまし取るものです。

【例】「消費料金に関する訴訟最終告知」
「有料サイトの料金が未納です」

「滞納金を払いなさい」
「手続きに必要」
「後で返金します」

ハガキ、メール、封書

還付金詐欺

役所を装い、税金、医療費、保険料などの還付手続名目でATMを操作させ、金銭をだまし取るものです。

【例】「医療費の払い戻しがあります」
「今日が受け取り期限です」
「携帯電話を持ってATMへ行って」

「今から言うとおりに操作してください」
→お金が犯人の口座へ

融資保証金詐欺

実際には融資をしないのに、融資を申し込んできた者に保証金や手数料名目で金銭をだまし取るものです。

【例】「即日融資可能」「低金利で融資します」
「ブラックリストにあなたの名前があります」

「手数料を払いなさい」
「保証金を払いなさい」

金融商品詐欺

架空の未公開株や物品などについて、購入すれば利益が得られると信じさせ、金銭をだまし取ったり、これらの商品について購入意思のない者に名義貸しをさせた後、名義を貸したことでトラブルが発生したかのように装い、解決名目で金銭をだまし取ったりするものです。

【例】「パンフレットは届きましたか?」「投資すれば必ず儲かる」「名義を貸して」

「名義貸しは犯罪だ」
「あなたは逮捕される」

ギャンブル詐欺

不特定多数の者にメールや雑誌などで「必勝法情報」や「当選情報」を提供するなどと言い、情報料や会員登録料名目で金銭をだまし取るものです。

【例】「ロトくじの当選番号を教えます」
「必ず当たる馬券を買いませんか」
「選ばれたあなただけに教えます」

「登録料を払いなさい」
「情報料を払いなさい」

交際あっせん詐欺

不特定多数の者に、メールや雑誌などで「女性(男性)紹介」などと記載・掲載し、紹介を求めてきた被害者に対し、会員登録料や情報料などの名目で金銭をだまし取るものです。

【例】「あなたと交際したいという人がいます」
「会員登録が必要です」

「サイトに登録しなさい」
「ポイントを購入しなさい」

だまされないために

- 電話でお金を要求されたら詐欺を疑って!
- 他人に暗証番号を教えたり、キャッシュカードを渡したりしない!
- 留守番電話の設定や防犯機能付き電話で防犯対策を!
- 不審な電話がかかったり、メールやハガキが届いたりしても、一人で決めずに家族や警察に相談を!